

議 事 録

会議名	令和2年度 第1回寒川町都市計画審議会		
開催日時	令和3年2月17日（水） 午前10時00分～11時00分		
開催場所	Zoomによるweb会議		
出席者名、欠席者名及び傍聴者数	<p>委 員：松久省司、金子巖、森一光、太田真奈美、天利薫、柳田遊、加藤仁美、梶田佳孝、山田修嗣、磯川浩、福岡清、山上貞人（12名）</p> <p>欠 席：内野晴雄、横溝博之、坂本仁義（3名）</p> <p>事務局：都市建設部－黒木部長 都市計画課－畠山課長、石黒主査、大野主査、杉崎主任技師、廣田主任主事、坂野主事、藤井主事補 拠点づくり部－廣田部長 田端拠点づくり課－飯尾課長、野地主査、小林主査</p> <p>傍聴者：0名</p>		
議 題	<p>○議題</p> <p>（1）茅ヶ崎都市計画地区計画の変更について（寒川町決定）（諮問） （寒川駅北口地区地区計画）</p> <p>（2）寒川町都市マスタープランの改定について（諮問）</p> <p>○報告事項</p> <p>（1）田端西地区にかかる都市計画の変更について</p> <p>（2）寒川町みどりの基本計画の改定について</p>		
決定事項			
公開又は非公開の別	公開	非公開の場合その理由（一部非公開の場合を含む）	

議事の経過	<p>1.開会</p> <p><b>【黒木都市建設部長】</b></p> <p>本日は、皆様大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、ただ今より、「令和2年度第1回寒川町都市計画審議会」を開催させていただきます。都市建設部長の黒木です。</p> <p>それでは、会議に入る前に、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急事態宣言がでていることを踏まえ、オンラインでの web 会議とさせていただきます。委員の皆様においては、開催方法についてのご理解、ご協力いただきありがとうございます。</p> <p>都市計画審議会の開催方法として、今回が初めての手法であり、会議の進行においても至らない点があるかもしれませんが、どうぞよろしく願いいたします。ここで、本日諮問案件もあることから町長より挨拶をさせていただきます</p> <p><b>【木村町長】</b></p> <p>本日は、委員の皆様方におかれましては、年度末の大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃より町都市計画行政にご指導ご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。本日は web 会議という形になりますが、忌憚ないご意見並びに、ご審議の程よろしく願いします。</p> <p>本日の諮問は、会議次第にもありますように、寒川駅北口地区の地区計画の変更及び、寒川町都市マスタープランの改定についての2件でございます。</p> <p>寒川駅北口地区地区計画については、区画整理事業に伴う地番整理が完了したことなどによる事務的な修正となります。</p> <p>都市マスタープランの改定については、寒川町総合計画の改定と同時期に行うもので、各々の考えを元にまちづくりに取り組んでまいりましてでございます。報告事項につきましては、田端西地区のまちづくりに係る都市計画の変更状況について、これまでの経過など、及びみどりの基本計画の改定について事務局より説明させていただきます。</p> <p>本審議会委員の皆様には貴重なお時間をいただき大変恐縮ではありますが、何卒、ご理解ご協力をいただきたいと思います。</p> <p>それでは次に、皆様に WEB 会議の注意事項等について担当より説明させていただきます。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>Zoom での会議にあたり、2点ほどお願いします</p> <p>1点目は、会議の進行中は、基本的に委員の皆様の音声はミュートにさせていただきます。発言の時はミュートを解除して発言していただくようお願いします。</p>
-------	---

2点目は、議事に際して意見や質問がある場合は事前にお渡ししている、質問カードを上げていただき、司会の方から指名させていただいたら、ミュートを解除してお話してください。司会進行していくうえで司会が気づかないこともあるかもしれませんが、その際は、マイクのミュートを解除して発言してください。また、意義がない場合は黄色の異議なしカードを上げてください

なお、議題の説明等は、zoomの画面共有機能を使って、資料を画面共有させていただきます。そのほかに、途中で不具合がありましたら、事前にお伝えしている担当まで電話又は、チャットに書き込んで下さい。注意事項は以上になります。

**【黒木都市建設部長】**

それでは、戻りまして本審議会は寒川町都市計画審議会条例第1条に規定されているとおり、都市計画法第77条の2に基づき設置しているものとなります。

本日の出席委員さんは12名で、寒川町都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、過半数の委員さんが出席されておりますので、本日の会議は成立要件を満たしていることを報告いたします。

内野委員と藤沢土木所長の横溝委員と茅ヶ崎警察署の坂本署長は所用により欠席との連絡をいただいております。なお、欠席の委員さんには、事前に本日の案件について説明させていただいてご理解を頂いております。

また、本日の審議会につきましては、コロナウィルス感染拡大防止の観点からも、1時間程度を目途にさせていただきたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、次に本日の会議の概要の説明と、配布資料の確認をさせていただきますと思います。まず初めに議題です。

議題(1)は、「茅ヶ崎都市計画地区計画、寒川駅北口地区地区計画の変更について」です。なお、今年の7月に委員の皆さまには、田端西地区のまちづくりに伴う都市計画の変更についても報告をさせていただいておりますが、田端西地区のまちづくり等に伴う都市計画の変更については、今回都市計画の変更のスケジュールを見直したことから、諮問案件としては寒川駅北口地区地区計画についての変更のみとなります。

こちらは、都市計画の変更における、都市計画法19条1項に基づく審議とさせていただきます。

議題(2)は、寒川町マスタープランの改定についてとなります。

この2つの議題については、本日、後程、町長より諮問させていただきます。なおこの2件の諮問案件につきましては、即日、答申をいただきたいと思います。

また、報告事項として、田端西地区のまちづくりに伴う都市計画の変更についての状況と、寒川町みどりの基本計画の改定について報告させていただきます。

次に、本日の資料の確認です。

既に委員のみなさまには事前説明の際にお配りさせていただきましたが、改めてここで確認をさせていただきます。

会議次第、次に資料1として「寒川町都市計画審議会条例、寒川町都市計画審議会委員名簿」、資料2として「茅ヶ崎都市計画地区計画（寒川駅北口地区計画）の変更」、資料3として「寒川町都市マスタープランの変更について」として、概要書、パブリックコメントの結果、改定案全編が入っております。

資料4として「寒川町みどりの基本計画改定案（全編）」、参考資料として「諮問書」こちらは本日諮問する内容の諮問書になります、それと、赤と黄色の質問、意義ありカード以上の資料となります。

続きまして、事務局より、web会議のため事務局の参加者が見えづらいことから事務局の参加者の紹介と本日のweb会議の注意点等についての説明をさせていただきます。

事務局側の参加者は、都市計画課長の畠山、石黒、大野、廣田、杉崎、傍聴ブースに坂野、藤井、そして、拠点づくり部長の廣田、田端拠点づくり課の飯尾、野地、小林になります。

それでは、本日の進行等について何か質問等ありますでしょうか。

<異議なしカードの提示にて異議ない旨を確認>

#### 【黒木都市建設部長】

ありがとうございます。それでは、次に、寒川町自治基本条例の施行に伴い、町が開催する審議会及びこれに準ずる会議については、原則として公開することとなっております。従いまして、本審議会においても傍聴希望者は、個人情報に関する審議事項を除いて、傍聴できることとなっております。

本日は、傍聴希望者はいませんでしたので、このまま進めさせていただきます。また、審議会等の議事録につきましては、これまでどおり議事録を作成しまして、委員の皆様にご確認をいただいた後に、ホームページ等で公開させていただきますので、併せてお願いいたします。それでは、議題に入ります。

## 2. 議題

- (1) 茅ヶ崎都市計画地区計画の変更について（寒川町決定）
- (2) 寒川町都市マスタープランの改定について

#### 【加藤会長】

おはようございます。オンラインで都市計画審議会というのもなかなかない経験かなと思いますけれども、本日はどうぞよろしくお願いたします。

さて、本日は2つの諮問案件がございます。次第の議題1、都市計画の変更についてと、議題2の寒川町都市マスタープランの改定について、一括して木村町長より諮問していただくということがございますので、よろしく願いいたします。

**【木村町長】**

それでは、諮問いたします。まず1点目、寒都第318号。令和3年2月17日。寒川町都市計画審議会会長、加藤仁美様。寒川町長、木村俊雄。茅ヶ崎都市計画地区計画寒川駅北口地区地区計画の変更（寒川町決定）について諮問。このことについて、都市計画法第19条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。諮問第43号、茅ヶ崎都市計画地区計画寒川駅北口地区地区計画の変更（寒川町決定）。

次に、2点目でございます。寒都第319号。令和3年2月17日。寒川町都市計画審議会会長、加藤仁美様。寒川町長、木村俊雄。寒川町都市マスタープランの改定について（諮問）。このことについて、都市計画法第18条の2に基づき策定している、寒川町都市マスタープランの改定について、貴審議会の意見を求めます。諮問第44号、寒川町都市マスタープランの改定について。

以上でございます。

**【加藤会長】**

ありがとうございます。それでは、ただいまの諮問にありました案件につきまして、審議に入りたいと思います。

なお、本案件につきましては、先ほど事務局から御説明がありましたように、本日、答申の形で審議を進めるということにさせていただいてよろしいでしょうか。もしよろしければ、「異議なし」というカードを上げてください。

（＜異議なしカードの提示にて異議ない旨を確認＞）

**【加藤会長】**

ありがとうございます。それでは、議題1につきまして、事務局より御説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】**

（事務局より資料にそって説明）

**【加藤会長】**

ありがとうございます。ただいま事務局からの御説明が終わりました。内容については、事務的な変更という御説明でしたが、何か御質問等ございましたら、

お願いいたします。よろしいでしょうか。

**【福岡委員】**

町民説明会のことで聞きたいのですが、両日11月6日と7日ですが、参加者が少ないような気がするのですが、アナウンスの方法として、どのような方法を取りましたか。

**【加藤会長】**

町民説明会のアナウンスの方法ということですが事務局いかがでしょうか。

**【事務局】**

こちらの町民説明会につきましては、まず、各公共施設にチラシの配布を行い、そのほか、広報に載せたのとホームページに掲載したものがございます。

**【加藤会長】**

福岡さん、いかがでしょうか。

**【福岡委員】**

これはコロナの影響が何かとあったということでもいいですか。

**【事務局】**

今回の内容につきましては、北口地区の変更の部分については、運用上の変更点もなかったこともあり、あまり参加者が少なかったのかなと思っております。

**【福岡委員】**

分かりました。

**【加藤会長】**

他はよろしいでしょうか。

それでは、その他に御意見はないということでございますので、審議を終了したいと思います。

この都市計画の変更につきまして、諮問をいただいているわけでございますけれども、特に御意見がなかったということで、適当と認めるということでよろしいでしょうか。

(＜異議なしカードの提示にて異議ない旨を確認＞)

**【加藤会長】**

ありがとうございます。そうしましたら、答申につきまして、異議なしということでございます。次の議題2をさらに審議した上でまとめて答申としたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

(＜異議なしカードの提示にて異議ない旨を確認＞)

**【加藤会長】**

<p>ありがとうございます。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議題2に入りたいと思います。議題2につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p><b>【事務局】</b> (事務局より資料にそって説明)</p> <p><b>【加藤会長】</b> ありがとうございます。ただいま事務局から御説明いただきましたが、何かご質問ございますか。 ないようでしたら、「異議なし」というカードを上げていただければと思います。</p> <p>(＜異議なしカードの提示にて異議ない旨を確認＞)</p> <p><b>【加藤会長】</b> ありがとうございます。これでこちらの審議を終了したいと思います。 都市計画マスタープランの改定につきまして、特に御意見がないということでございますので、適当と認めるということにさせていただきたいと思いますが、そちらでよろしいでしょうか。</p> <p>(＜異議なしカードの提示にて異議ない旨を確認＞)</p> <p><b>【加藤会長】</b> ありがとうございます。それでは、答申案につきまして、事務局から画面共有をお願いしたいと思います。</p> <p><b>【事務局】</b> それでは、議題1、議題2についての答申案をこちらで画面共有させていただきます。</p> <p>議題1に関しての答申案になります。こちらの案を御覧ください。茅ヶ崎都市計画地区計画についての答申ということで、本日諮問のありました次のことについては、適当と認めますという形で答申案を作成させていただきました。</p> <p>議第2についての答申案になります。議題2、寒川町都市マスタープランの改定についての答申案です。本日付で諮問のありました次のことについては、適当と認めますという案を作成しましたが、いかがでしょうか。</p> <p><b>【加藤会長】</b> ありがとうございます。こちらの答申案の内容でよろしいでしょうか。</p> <p>(＜異議なしカードの提示にて異議ない旨を確認＞)</p>
--

**【加藤会長】**

ありがとうございます。そうしましたら、議題1、2につきまして、この内容で答申してまいりたいと思います。

それでは、町長に答申させていただきます。

寒川町長、木村俊雄様。寒川町都市計画審議会会長、加藤仁美。茅ヶ崎都市計画地区計画寒川駅北口地区地区計画の変更（寒川町決定）について答申。令和3年2月17日付、寒都第43号で諮問のありました次のことについては適当と認めます。茅ヶ崎都市計画地区計画寒川駅北口地区地区計画の変更（寒川町決定）。以上です。

次に、議題2でございます。寒川町長、木村俊雄様。寒川町都市計画審議会会長、加藤仁美。寒川町都市マスタープランの改定について答申。令和3年2月17日付、寒都第44号で諮問のありました次のことについては適当と認めます。寒川町都市計画マスタープランの改定について。以上でございます。

**【木村町長】**

ありがとうございます。ただいま2件の諮問案件について答申をいただきました。

寒川町では、本年4月より新たに寒川町総合計画2040がスタートいたします。今後見込まれる急激な社会環境の変化に対応すべく、つながる力で新化するまちを将来像として、今後20年間のまちづくりが始動いたします。今回、答申を含め、計画性と財政の健全性を担保しながら、まちづくりを進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

**【加藤会長】**

ありがとうございました。なお、事務局から諮問書及び答申書につきましては、後日、皆様に配付する議事録に写しを添付するということでございますので、よろしく願いいたします。

**3. 報告事項**

- (1) 田端西地区にかかる都市計画の変更について
- (2) 寒川町みどりの基本計画の改定について

**【加藤会長】**

それでは、次の報告事項に移らせていただきたいと思います。報告事項の田端西地区にかかる都市計画の変更について、事務局より御説明をお願いいたします。

**【事務局】**

本日、報告事項のうち田端西地区の都市計画変更手続きにつきましては、本日諮問させていただきました寒川駅北口地区地区計画と併せて手続を進めることとしておりましたが、今回の審議会の案件としては見送らせていただいております。

本日の報告では、田端西地区の状況に関して、拠点づくり部長の廣田より御報

告申し上げます、それに関連する都市計画手続につきましては、都市計画課の石黒より御報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**【廣田拠点づくり部長】**

田端西地区の案件につきましては、本日、諮問、答申をいただくという形で進めてまいりましたが、実は、先月、警察協議を行いました。これは所轄の茅ヶ崎警察署をはじめとして何回か行ってきましたが、最終的に事業実施に当たって、神奈川県警察本部との最終的な協議に臨んだところ、今回、工業系ですので、初めて具体的に主要な区画道路について、大型車が通りますといったところについては、歩行者への安全性の確保を図るべきだということで、具体的に歩道の設置を指導されました。

これによりまして、事業計画、区画道路で一部設計の変更が生じるに当たりまして、それに伴うスケジュールの若干の変更が生じたことから、今回、諮問、答申という状況には至らず、状況報告という形で説明させていただきたいとするものであります。

(画面共有)

具体的には、主要な区画道路でどこを指摘されたのかといったところについて、この図面ですけれども、地区計画の地区施設を示す図面になっております。おおむね真ん中に緑の色で区画されている道路ですけれども、ここは主に大型車が通る道路で、現況は歩道については、北側の1号と書いてある道路ですけれども、公園もございまして。ここについては、片側の歩道が設置されております。及び一番南側の4号の部分、茅ヶ崎市境ですけれども、この部分にも歩道が設置されてはおりますが、全体的に歩道の量が足りないということで、その辺の見直しを求められたといったところが具体的な部分になります。理由については以上になります。

(変更内容については、事務局より資料にそって説明)

**【加藤会長】**

ありがとうございました。ただいまの件につきまして、何か御質問、御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

**【梶田委員】**

設計変更ということですが、どれぐらいのスケジュール的なものが遅れるのかという予想を教えてくださいたいですが、いかがでしょうか。

**【事務局】**

担当の田端拠点づくり課のほうで回答させていただきたいと思います。

**【廣田拠点づくり部長】**

ただいま組合及び組合の業務代行を行っている大和ハウス工業と、その辺の事

業計画の内容については検討しているところです。今後それを明らかにさせていただきますが、少なくとも設計の変更をして、神奈川県警察本部との協議、その後、地権者に周知、御理解などを求めるということを積み重ね上げますと、少なくとも半年程度のスケジュールの延伸という形になります。

【梶田委員】

ありがとうございます。大丈夫です。なるべく早く進めていきたいと地元の方も思っているかと思しますので、よろしく願いいたします。

【加藤会長】

ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

【福岡委員】

今の話の中で、地権者にはこれからということですが、この地権者は何名の方がいるのでしょうか。

【加藤会長】

地権者についてですが、いかがでしょうか。

【廣田拠点づくり部長】

現時点でおおむね140名の方々がいらっしゃいます。

【福岡委員】

ありがとうございました。

【加藤会長】

ありがとうございました。そのほか御質問、御意見ございますでしょうか。ないようでございますので、続きまして、次の報告事項に入りたいと思います。報告事項のみどりの基本計画について、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料にそって説明)

【加藤会長】

ありがとうございました。市民の意見を踏まえて第5章を追加したというお話でございますが、皆様から何か御意見等ございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【金子委員】

目久尻川についてなんですけど、宮山大橋、要するに神社の北側、あっちの方面というのは、いろんな資料を見させてもらいましたが、さむかわエコネットなどのボランティアの方が、かなりきれいにしていただいています。宮山大橋から南側、目久尻の南側については、最近、目久尻川のクリーンキャンペーンとかいったものも中止されたりしていて、あと、かなり南側のほうは護岸が整備されていますが、河川敷であるとか、立木の処理とか、あと雑草の処理とかは、本日、藤沢土木事務所の方が欠席ということなんですけど、寒川町と土木事務所の関係性と

か、協力の度合いは、どんなような状態なのでしょう。

**【事務局】**

基本的に目久尻川の河川管理者は神奈川県藤沢土木事務所になっています。とはいえども、河川は延長がかなりありまして、下流は寒川町から、上流は相模原のほうまで続いております。河川管理者のみの維持管理では、立木から浚渫まで全てを処理することは難しいということは、常々御意見としていただいているところではございます。

ただ、町としても、寒川町は下流のほうですので、今後そこの緑の保全並びに冠水が心配なところもございますので、定期的に毎年神奈川県への要望として、目久尻川の緑の保全並びに河川の維持管理をお願いしているところです。

それと、町としても環境課が主体となってやっている目久尻川クリーン作戦でも同じような活動もしているところですが、引き続き実施していくような形で考えています。

**【加藤会長】**

金子委員、よろしいでしょうか。

**【金子委員】**

藤沢土木事務所とコミュニケーションづくりとかいったものというのは、定期的に行われているものですか。それとも案件があるとその都度やっているものですか。

**【事務局】**

基本的には案件があった場合に意見を交換して、どのように処理したらよろしいかというところで協力体制を築いているところではございます。要望に関しては毎年定期的に行っているところですので、そこでお願い事や、逆に町への協力のお願いもいただいているところではありますので、定期的に意見交換はしています。

**【加藤会長】**

ありがとうございました。そのほか何か御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

**【森委員】**

このプランについては非常によくできていると思いますが、地球環境、温暖化の中で、循環的な部分でSDGsですか、そこら辺を取り込んで、具体的な事業の中で展開していただければいいかなと思っております、そういう部分も含めて、担当課のほうで進めていただければいいかなと思います。

**【加藤会長】**

ありがとうございます。御意見としてということでございますが、何かございますか。

**【事務局】**

SDGs、持続可能な開発目標というところで、ここの部分でも取り入れてというのもあった部分がありますが、やはりSDGsの1つの項目自体に緑の保全というところが入っておりますので、その項目に向かって進めていくところで、今回、協働をメインで進め、今ある緑の保全、手入れをしていくとしておりますので御理解をお願いしたいと思います。

**【加藤会長】**

ありがとうございました。そのほか御意見、御質問ございませんでしょうか。

**【松久委員】**

みどりの基本計画の中で、実施時期というものがありますが、前期、中期、後期、この定義がどうなっているのかというのは、21ページを見ればよいということですか。

**【事務局】**

そのとおり、21ページの下のほうに書いているところを目標にしております。

**【松久委員】**

分かりました。それで、これはみどり基本計画だけではなく、寒川町都市マスタープランの改定についてということで、これの進捗状況をどういう形でこれから開催していくかということの説明をいただければありがたいです。

**【事務局】**

進捗ですけれども、一番大きなところで、前回の寒川町みどりの基本計画でも弱点となってしまったところでありましたので、やはり毎年の見直しというものを図っていくつもりです。

こちらについては、第6章のところでは計画の推進について記載をしていますが、20年間の見直しというところで、毎年進捗というのも、目標について達成できたか、できていないかというのを見直していく予定でございます。

こちらは、寒川総合計画2040の実施計画が4年ごとに行われていきますが、その時期に合わせて4年の節目で、計画自体の振り返りと方向性の精査というものを行い、その時点で見直しが必要であった場合については、見直しを行っていく、進捗の管理は毎年というところで考えています。

**【加藤会長】**

ありがとうございました。

**【松久委員】**

これは役場の担当者だけで見直すのか、それとも第三者というか、こういう審議会に諮って見直すのか、これは寒川町都市マスタープランの改定についてもそうですし、寒川町みどりの基本計画についても同じですけど、その進捗状況を報告する会議体は考えているのですか。

**【事務局】**

基本的には進捗を行った結果を毎年ホームページのほうでアップしつつ、関係団体さんとの定期的な意見交換の場がございますので、そちらでも報告というところで考えています。特に審議会の中でみどりの基本計画の進捗というものを報告することは考えてございません。

ただ、先ほど申し上げたとおり、4年の節目のときに方向性が変わるようであれば、そのときは計画自体が変更になる可能性が高いので、その際は審議会のほうで審議していただく必要があるのかなと考えております。

**【松久委員】**

ありがとうございます。いずれにしても、20年前のこういう計画がほとんど達成されなかったという事実は、間違いなくあるわけですね。そのためには、次は間違いなく、こういうことがないようによろしくお願いします。

**【加藤会長】**

貴重な御意見ありがとうございます。そのほかよろしいですか。

**【山田委員】**

67ページの6-2-1、PDCAサイクルによる進行管理のところなのですが、すぐ下の説明文は、PDCAのAが「ACTION」となっているのですが、(4)には「ACT」となっているので、そろえたほうがいいかなと思っております。この点は資料の説明としてはそろっているほうがいいかと思っておりますので、1点だけ指摘しておきます。

**【事務局】**

ありがとうございます。こちらについては、下の(4)は変えるような形で考えたいと思います。

**【加藤会長】**

御指摘ありがとうございます。その他はいかがでしょう。

(＜異議なしカードの提示にてない旨を確認＞)

ただいま御意見がありましたが、計画を作ったら、おしまいではなく、そこからスタートでございますので、今後、進捗状況のフォロー、みどりの基本計画と都市計画マスタープランの両方ですけれど、それを、町民も含めて、具体的な行動計画の指針となるように計画に沿って、推し進めていただきたいと思います。

4. その他

**【加藤会長】**

その他につきまして、皆様から何かございますか。

(＜異議なしカードの提示にてない旨を確認＞)

事務局から何かございますか。

	<p>【黒木都市建設部長】</p> <p>本日、答申をいただきました案件、また、御報告を申し上げた案件につきましては告示、改定、あるいは公表等を順次進めてまいりますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上でございます。</p> <p>【加藤会長】</p> <p>ありがとうございました。皆様から、他に何かございますか。ないようでしたら、進行を事務局にお返しいたします。</p> <p>5. 閉会</p> <p>【加藤会長】</p> <p>会長、ありがとうございました。本日予定しておりました案件はすべて終了いたしました。</p> <p>本年度は、コロナウィルスの感染拡大防止に伴い、都市計画審議会は本日の1回のみ開催となりました。</p> <p>また、皆様の都市計画審議会の委員の任期については、令和3年3月31日までとなっておりますが、本年度の都市計画審議会は今回をもって最後になる予定です。</p> <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議にご協力いただきありがとうございました。</p> <p>また、加藤会長におかれましては、この3月の任期をもって退任という事になりますが、長い間、会長として寒川町の都市計画審議会の運営等にも多大なご協力をいただき感謝申し上げます。今後とも寒川町のまちづくりにおいてアドバイス等いただくこともあるかと思いますが、その際はよろしくお願いいたします。</p> <p>また、来年度以降も引き続き委員をお願いする方もいるかと思いますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、WEB会議ということで不慣れな点もあったかと思いますが、ご協力誠にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、令和3年度第1回寒川町都市計画審議会を終了させていただきます。大変お疲れさまでした。</p> <p>随時退出ボタンを押して退出いただければと思います。</p> <p style="text-align: center;">— 了 —</p>
<p>配付資料</p>	<p>資料1 寒川町都市計画審議会条例、 寒川町都市計画審議会委員名簿</p> <p>資料2 茅ヶ崎都市計画地区計画の変更（寒川駅北口地区計画）</p> <p>資料3 寒川町都市マスタープランの改定について</p> <p>資料4 田端西地区にかかる都市計画の変更について</p>

	資料5 寒川町みどりの基本計画改定案（全編） 参考資料 諮問書
議事録承認委員及び 議事録確定年月日	出席委員全員により承認（令和3年3月24日確定）